あって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものをいうこととした。（第二条第一項関係）

イ　国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場施設であって、政令で定める基準に適合するもの

ロ　国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設であって、政令で定める基準に適合するもの

ハ　我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であって、政令で定めるもの

ニ　我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であって、政令で定める基準に適合するもの

ホ　利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設であって、政令で定める基準に適合するもの

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設

(2)　「特定複合観光施設区域」とは、一の特定複合観光施設を設置する一団の土地の区域として、当該特定複合観光施設を設置し、及び運営する民間事業者（施設供用事業が行われる場合には、当該施設供用事業を行う民間事業者を含む。）により当該区域が一体的に管理されるものであって、2の(五)の(8)の認定を受けた2の(五)の(1)に規定する区域整備計画（2の(七)の(1)の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定区域整備計画」という。）に記載された区域をいうこととした。（第二条第二項関係）

(3)　「設置運営事業」とは、特定複合観光施設を設置し、及び運営する事業並びにこれに附帯する事業をいうこととした。（第二条第三項関係）

(4)　「設置運営事業者」とは、設置運営事業を行う民間事業者をいうこととした。（第二条第四項関係）

(5)　「施設供用事業」とは、特定複合観光施設を構成する一群の施設の整備（新設、改修又は増設をいう。）を一体的に行う業務並びに設置運営事業者との契約に基づき当該特定複合観光施設をその用途に応じて管理し及び当該設置運営事業者に専ら使用させる業務並びにこれらに附帯する業務を行う事業をいうこととした。（第二条第五項関係）

(6)　「施設供用事業者」とは、施設供用事業を行う民間事業者をいうこととした。（第二条第六項関係）

(7)　「カジノ行為」とは、カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間で、同一の施設において、その場所に設置された機器又は用具を用いて、偶然の事情により金銭の得喪を争う行為であって、海外において行われているこれに相当する行為の実施の状況を勘案して、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、及びその理解を得る観点から我が国においても行われることが社会通念上相当と認められるものとしてその種類及び方法をカジノ管理委員会規則で定めるものをいうこととした。（第二条第七項関係）

(8)　「カジノ事業」とは、次に掲げる業務（以下「カジノ業務」という。）を行う事業をいうこととした。（第二条第八項関係）

イ　カジノ施設におけるカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせることに係る業務（以下「カジノ行為業務」という。）

ロ　カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う次に掲げる業務（以下「特定金融業務」という。）

(イ)　銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める金融機関を介し、カジノ事業者の管理する当該顧客の口座と当該顧客の指定する預貯金口座との間で当該顧客の金銭の移動に係る為替取引を行う業務（以下「特定資金移動業務」という。）

(ロ)　当該顧客の金銭を受け入れる業務（以下「特定資金受入業務」という。）

(ハ)　当該顧客に金銭を貸し付ける業務（以下「特定資金貸付業務」という。）

(ニ)　金銭の両替を行う業務

ハ　イ又はロに掲げる業務に附帯する業務

(9)　「カジノ事業者」とは、2の(五)の(8)の認定（2の(七)の(1)の規定による変更の認定を含む。以下「区域整備計画の認定」という。）を受けた設置運営事業者（以下「認定設置運営事業者」という。）であって、3の(一)の(1)のイの免許を受けてカジノ事業を行うものをいうこととした。（第二条第九項関係）

(10)　「カジノ施設」とは、特定複合観光施設区域に設置する施設であって、カジノ事業者がカジノ行為業務を行うための次に掲げる区画により構成されるものをいうこととした。（第二条第一〇項関係）

イ　主としてカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせるための区画（以下「カジノ行為区画」という。）

ロ　3の(二)の(2)のニの確認（以下「本人確認」という。）をするための区画（以下「本人確認区画」という。）

ハ　カジノ事業者がカジノ行為業務又は本人確認に係る業務に附帯する監視、警備その他の業務を行うための区画

(11)　「カジノ行為区画内関連業務」とは、顧客の利便性の向上を図るためカジノ行為区画において顧客に対して行う次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務をいうこととした。（第二条第一一項関係）

イ　設備を設けて飲食物の提供をする業務であって、次の(イ)又は(ロ)のいずれにも該当しないもの

(イ)　顧客の接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗営業適正化法」という。）第二条第三項に規定する接待をいう。）を伴うもの

(ロ)　他から見通すことが困難であって、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて行うもの

ロ　歌謡ショーその他の興行をする業務（顧客がカジノ行為を行いながら鑑賞することができるもの又はイに掲げる業務に伴って行われるものに限る。）であって、イの(イ)又は(ロ)のいずれにも該当しないもの

ハ　物品の給付をする業務（イに掲げる業務を除く。）

(12)　「認可主要株主等」とは、会社（当該会社が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社（持株会社がその総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八七九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、持株会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該持株会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該持株会社の子会社とみなす。）であるときは、当該持株会社を含む。）の主要株主等基準値（次のイ及びロに掲げる区分に応じ、当該イ及びロに定める基準値をいう。以下同じ。）以上の数の議決権又は株式若しくは持分（以下「議決権等」という。）の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもって保有する者を含み、国、地方公共団体その他これらに準ずるものとしてカジノ管理委員会規則で定める法人を除き、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、これを当該法人でない社団又は財団の名義をもって保有される議決権等の保有者とみなす。以下同じ。）であって、3の(一)の(2)のイ若しくはロのただし書（これらの規定を4の(八)等において準用する場合を含む。）の認可を受けているもの又は3の(一)の(2)のイ（4の(八)等において準用する場合を含む。）の認可を受けて設立されるものをいうこと